

■ 勤労福祉センター

● 現行(平成26年度)

1 勤労福祉会館の利用料金の上限額

室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール	6,480円	6,480円	8,640円	19,440円
会議室1	2,160円	2,160円	3,240円	6,480円
会議室2	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
会議室3	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
研修室1	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
研修室2	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
小会議室	430円	430円	640円	1,290円
附帯設備、備品等	別に定める。			

2 勤労青少年ホームの利用料金の上限額

室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
軽スポーツ室	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
工芸室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
集会室	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
多目的室	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
講座室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
視聴覚室	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
調理実習室	2,160円	2,160円	3,240円	6,480円
和室1	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
和室2	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
附帯設備、備品等	別に定める。			

3 勤労者体育センターの利用料金の上限額

(1) アリーナ

使用者の区分	使用日\使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
市民等	休日	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円
	平日	1,290円	1,290円	1,290円	1,290円	1,620円	1,620円
上記以外の者	休日	2,430円	2,430円	2,430円	2,430円	2,430円	2,430円
	平日	1,940円	1,940円	1,940円	1,940円	2,430円	2,430円

備考 1 この表中「市民等」とは、市内に住所又は勤務場所を有する者(法人等)にあっては、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この表中「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

3 この表中「平日」とは、休日以外の日をいう。

4 片面だけ使用する場合は、この表に定める額の半額とする。

5 この表に定めのない時間帯について臨時に使用許可した場合における利用料金の上限額は、2時間につき、市民等にあっては1,620円、市民等以外の者にあっては2,430円とする。

(2) トレーニングルーム

1人2時間につき100円。ただし、市内に住所又は勤務場所を有する者以外の者にあっては、150円

(3) 附帯設備、備品等

別に定める。

4 前3項の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合は、これらの規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(1) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満の場合 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上の場合 10割

(3) 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割

●平成30年度以降

1 勤労福祉会館の利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等(市内に住所又は勤務場所を有する者(法人等にあつては、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。))	大ホール	3,480円	3,480円	4,650円	10,460円
	会議室1	2,160円	2,160円	3,240円	6,480円
	会議室2	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
	会議室3	860円	860円	1,280円	2,580円
	研修室1	1,620円	1,620円	2,160円	4,860円
	研修室2	1,280円	1,280円	1,720円	3,860円
	小会議室	540円	540円	810円	1,620円
	大ホール	5,230円	5,230円	6,970円	15,690円
	会議室1	3,240円	3,240円	4,860円	9,720円
市民等以外の者	会議室2	2,420円	2,420円	3,240円	7,280円
	会議室3	1,290円	1,290円	1,930円	3,870円
	研修室1	2,420円	2,420円	3,240円	7,280円
	研修室2	1,920円	1,920円	2,580円	5,800円
	小会議室	810円	810円	1,210円	2,430円

2 勤労青少年ホームの利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等	軽スポーツ	2,010円	2,010円	2,700円	6,060円
	工芸室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
	集会室	1,280円	1,280円	1,710円	3,850円
	多目的室	2,010円	2,010円	2,700円	6,060円
	講座室	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
	視聴覚室	1,190円	1,190円	1,600円	3,600円
	調理実習	2,160円	2,160円	3,240円	6,480円
	和室1	660円	660円	990円	2,000円
	和室2	380円	380円	570円	1,140円
	軽スポーツ	3,020円	3,020円	4,050円	9,100円
	市民等以外の者	工芸室	1,620円	1,620円	2,420円
集会室		1,920円	1,920円	2,570円	5,770円
多目的室		3,020円	3,020円	4,050円	9,100円
講座室		1,620円	1,620円	2,420円	4,860円
視聴覚室		1,790円	1,790円	2,400円	5,400円
調理実習		3,240円	3,240円	4,860円	9,720円
和室1		1,000円	1,000円	1,490円	3,000円
和室2		570円	570円	850円	1,720円

3 勤労者体育センターの利用料金の上限額

(1) アリーナ

使用者の区分	使用日\使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
市民等	休日	2,010円	2,010円	2,010円	2,010円	2,010円	2,010円
	平日	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円	2,010円	2,010円
市民等以外の者	休日	3,020円	3,020円	3,020円	3,020円	3,020円	3,020円
	平日	2,430円	2,430円	2,430円	2,430円	3,020円	3,020円

(1) アリーナ【指定管理者設定利用料金の額】

(※市民等の利用料金は、指定管理者により以前と同額に設定されています。)

使用者の区分	使用日\使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
市民等	休日	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円
	平日	1,290円	1,290円	1,290円	1,290円	1,620円	1,620円
市民等以外の者	休日	3,020円	3,020円	3,020円	3,020円	3,020円	3,020円
	平日	2,430円	2,430円	2,430円	2,430円	3,020円	3,020円

備考 1 この表中「市民等」とは、市内に住所又は勤務場所を有する者(法人等にあつては、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。)

2 この表中「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

3 この表中「平日」とは、休日以外の日をいう。

4 片面だけ使用する場合は、この表に定める額の半額とする。

5 この表に定めのない時間帯について臨時に使用許可した場合における利用料金の上限額は、2時間につき、市民等にあつては1,620円、市民等以外の者にあつては3,020円とする。

(2) トレーニングルーム

1人2時間につき120円。ただし、市民等以外の者にあつては、190円

(3) 附帯設備、備品等別に定める。

4 前3項の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合は、利用料金の上限額は、これらの規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(1) 入場料等のうち最高額のもので1,500円以上3,500円未満の場合 5割

(2) 入場料等のうち最高額のもので3,500円以上の場合 10割

(3) 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割